

006GCPM0

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

431418

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 4
【根拠条文】	法第27条の25第1項に基づく報告書
【提出先】	関東財務局長
	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 (ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)
【氏名又は名称】	社長 持田 昌典
	英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
【住所又は本店所在地】	
【報告義務発生日】	平成18年2月27日
【提出日】	平成18年3月9日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他

第1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	(株)プライム・リンク
会社コード	2720
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大阪
本店所在地	東京都港区海岸1-16-1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	有限会社ジュピターインベストメント
住所又は本店所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号 渋谷クロスタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成17年2月25日
代表者氏名	李 鴻基
代表者役職	取締役
事業内容	投資事業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	18,150		
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	53,358	N
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	53,358	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	35,208	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年2月27日現在)	S	71,023
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		50.23
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		47.39

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年1月23日	新株予約権証券	33,099	取得	56.5
2006年2月27日	新株予約権証券	5,184	処分	(新株予約権の権利行使)
2006年2月27日	株券	5,184	取得	(新株予約権の権利行使)
2006年2月27日	新株予約権証券	7,293	取得	(目的たる株式数の調整)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	902,542
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	902,542

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

平成17年 9 月 15 日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
 (ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区六本木 6 丁目 10-1
 六本木ヒルズ森タワー

委任状

有限会社ジュピターインベストメントは、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

東京都渋谷区渋谷二丁目 15 番 1 号

渋谷クロスタワー

有限会社ジュピターインベストメント

代表取締役

李 鴻基

